

平成29年5月31日
(照会先)
リスク統括部長 岡村 計三
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年4月分)について

平成29年4月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年4月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成29年4月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが107件、平成27年度が44件、平成26年度が21件、平成25年度以前が242件、合計414件（市区町村において発生した4件、委託業者等が発生させた42件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な366件について、一覧で事象をお示ししています。

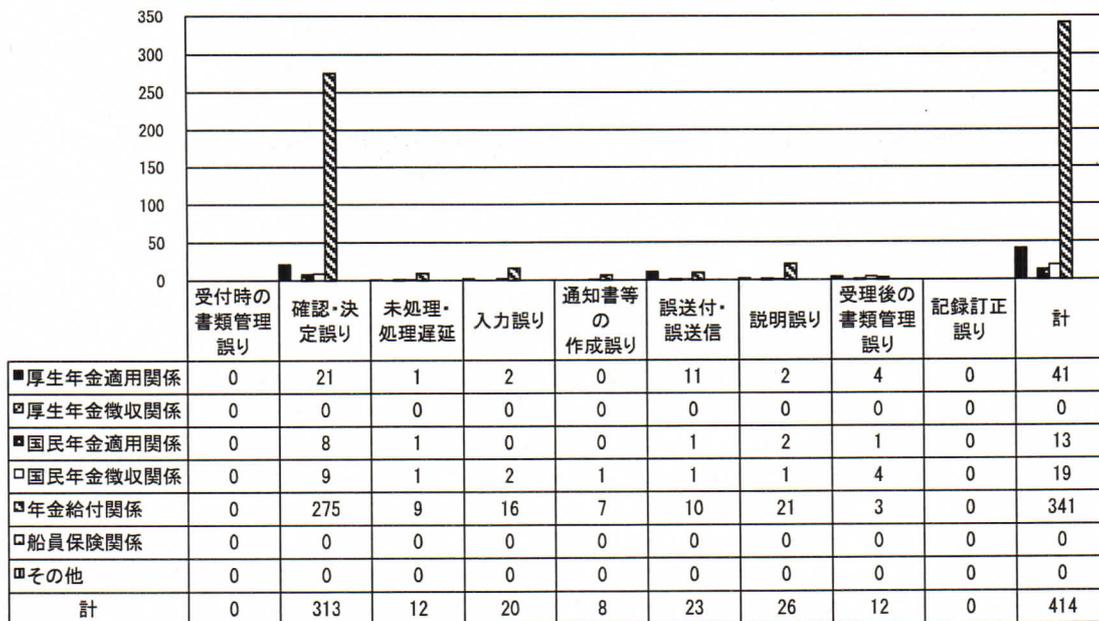
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	194(1)	9(1)	4	10	5	7	13(3)	21(3)	44(9)	107(29)	414(46)
割合	46.9%	2.2%	1.0%	2.4%	1.2%	1.7%	3.1%	5.1%	10.6%	25.8%	100.0%

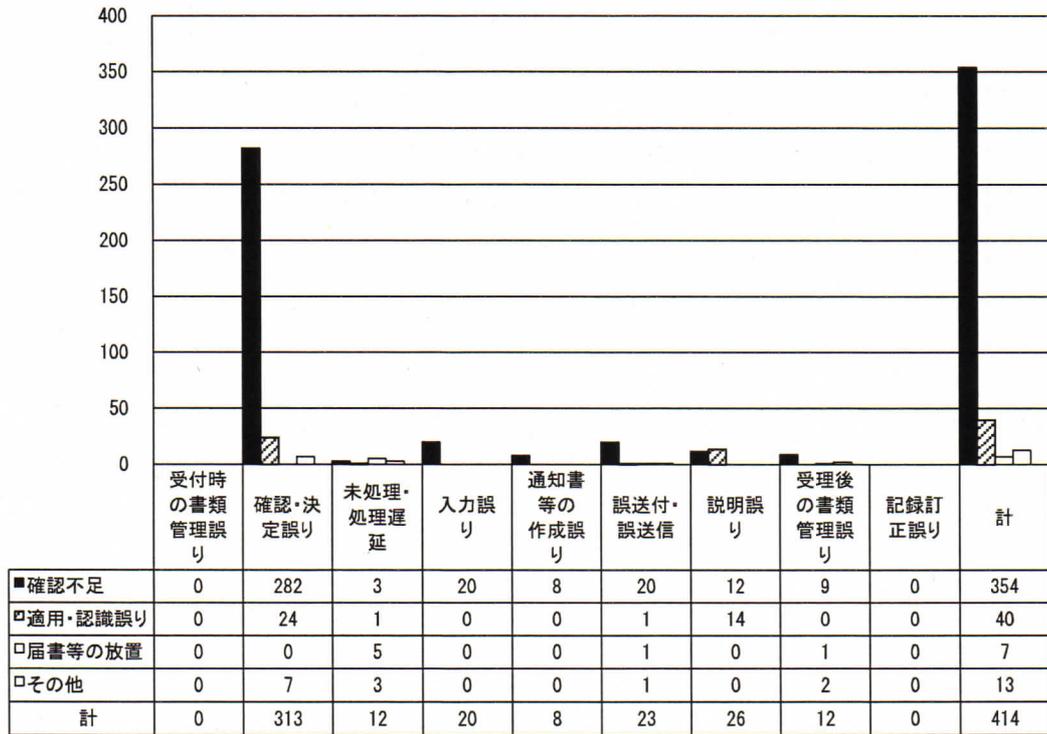
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

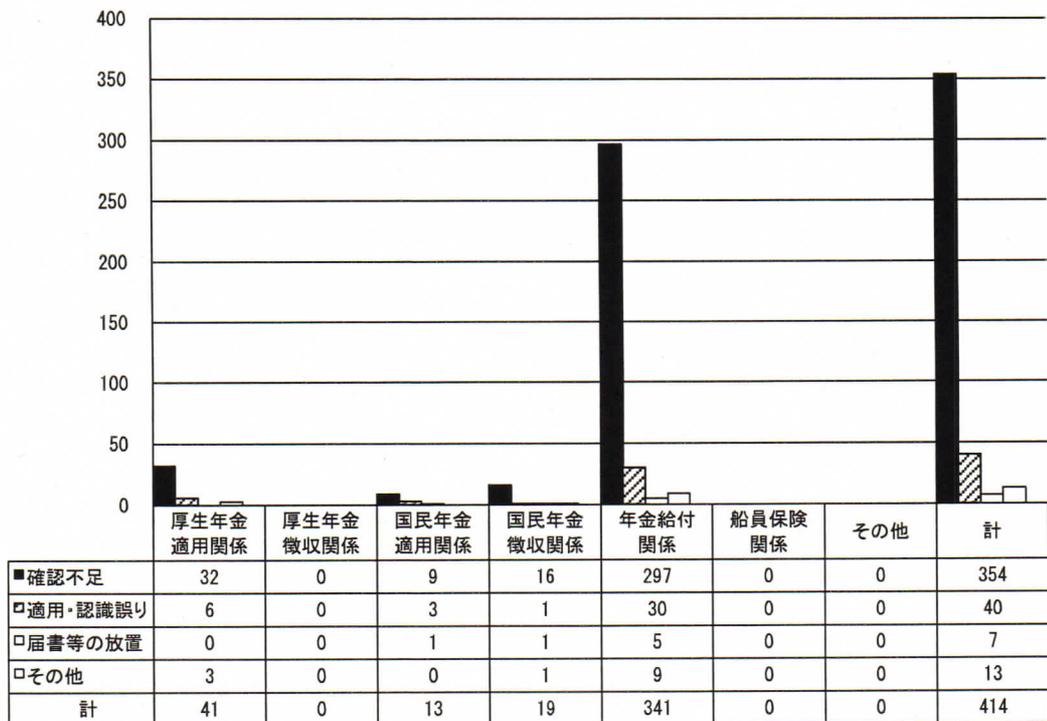
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



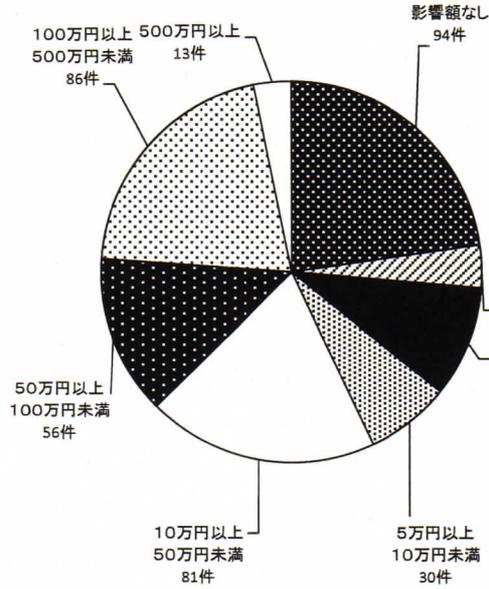
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

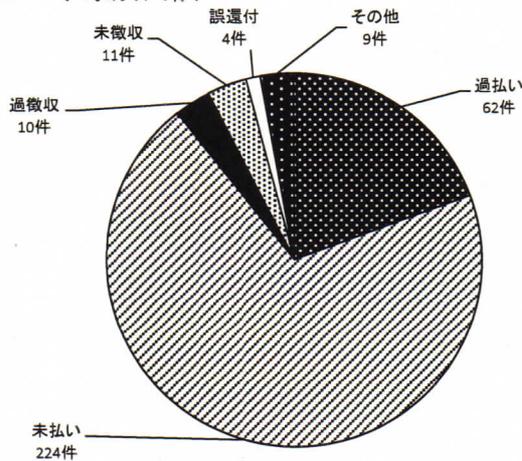


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	27	0	5	14	48	0	0	94
1万円未満	1	0	0	1	13	0	0	15
1万円以上 5万円未満	3	0	2	2	32	0	0	39
5万円以上 10万円未満	1	0	1	1	27	0	0	30
10万円以上 50万円未満	5	0	4	1	71	0	0	81
50万円以上 100万円未満	1	0	1	0	54	0	0	56
100万円以上 500万円未満	3	0	0	0	83	0	0	86
500万円以上	0	0	0	0	13	0	0	13
計	41	0	13	19	341	0	0	414

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	62件	47,984,950	773,950
未払い	224件	273,569,205	1,221,291
過徴収	10件	2,420,040	242,004
未徴収	11件	8,605,692	782,335
誤還付	4件	313,400	78,350
その他	9件	51,708,480	5,745,386
計	320件	384,601,767	1,201,880

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未払いと過払い	6件	51,549,538
未払いと過徴収	1件	30,357
過払いと未徴収	1件	13,019
過徴収と未徴収	1件	115,566

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	316件	76.3%
外部	98件	23.7%
計	414件	100.0%

○日本年金機構の平成29年4月分の事務処理誤り一覧(1～39ページ)

- | | | |
|-------------------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 1～37 |
| 2. 国民年金適用関係 | 6P | 整理番号 38～50 |
| 3. 国民年金徴収関係 | 8P | 整理番号 51～65 |
| 4. 年金給付関係 | 10P | 整理番号 66～366 |

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	山形	山形	2002年 4月15日	2016年 8月25日	<p>○内部点検により、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届の入力を行ったため、国民年金の資格記録が喪失し、納付書が送付されていないことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 2名	未徴収	2,308,750
2			東京	墨田	2013年 5月7日	2016年 11月25日	<p>○他の年金事務所から連絡があり、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。</p> <p>●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所 2名	なし	0
3	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2016年 11月16日	2016年 11月29日	<p>○お客様から問合せがあり、資格喪失届に記載された資格喪失日が資格取得日と同日であったため、本来は事業所に記載内容を確認すべきところ、審査時の確認が不足し、資格取得届の取消処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	なし	0
4	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2014年 7月24日	2016年 2月4日	<p>○お客様から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、事業所が誤って記載した平均額に基づき標準報酬月額を決定したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	未徴収	3,288,237
5			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 8月29日	2016年 9月9日	<p>○社会保険労務士から問合せがあり、既に算定基礎届を提出済みであるにもかかわらず、確認不足により、誤って催告状を送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの文書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、催告状の送付対象事業所を選定する際の確認を徹底するよう周知しました。</p>	542 事業所	なし	0
6			鹿児島	鹿児島南	2016年 7月15日	2016年 9月16日	<p>○事業所から問合せがあり、算定基礎届及び月額変更届について、確認不足により届書を保管したまま事務センターへの回送を漏らしていたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、保管場所の確認と届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	8事業所 47名	未徴収	1,007,318
7			大阪	大手前	2004年 8月23日	2016年 9月26日	<p>○事務センターから連絡があり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、誤って転記した他の被保険者の標準報酬月額で決定していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	過徴収	234,961
8			滋賀	事務センター	2016年 8月15日	2016年 10月20日	<p>○社会保険労務士から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、本来は算定の対象外となる月の報酬月額も含めて標準報酬月額を決定していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	12事業所 16名	なし	0
9			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 10月18日	2016年 11月24日	<p>○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、事業所が誤って記載した平均額に基づき標準報酬月額を決定していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	なし	0
10			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 7月頃	2016年 11月7日	<p>○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、事業所が誤って記載した平均額に基づき標準報酬月額を決定していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 4名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
11	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	2016年 8月2日	2016年 10月25日	○社会保険労務士から問合せがあり、電子申請で提出された月額変更届について、電子データでの処理ができなかったため窓口装置により入力処理を行うべきところ、確認が不足し処理が漏れていたため、保険料が未徴収になっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、電子申請で提出された届書の審査時の内容確認及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	33,715
12		入力誤り	秋田	事務センター	2012年 7月6日	2016年 11月22日	○内部点検により、月額変更届の補正処理を行った際に改定年月を誤って入力したため、年金に未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	610
13	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	青森	八戸	2007年 9月6日	2016年 5月9日	○事業所から問合せがあり、退職再雇用の処理を行う際に、資格喪失日以降に支払いのあった賞与について再取得後の記録への登録処理を漏らしたため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	13,019
14			宮崎	事務センター	2015年 2月23日	2016年 12月27日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の審査時に確認が不足し、賞与支払年月日を資格喪失日以降であると誤認し処理不要としたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	74,264
15			千葉	事務センター	2017年 2月8日	2017年 2月9日	○事業所から連絡があり、委託業者において封入・封緘時の確認が不足し、賞与支払届の写しを事業主及び事業所所在地が同一である他の事業所あてに送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 9名	なし	0
16			入力誤り	東京	八王子	2006年 1月5日	2016年 3月1日	○内部点検により、賞与支払届の処理時に標準賞与額の入力を誤ったため、保険料が過徴収となり、年金に未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。過徴収の保険料は還付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他
17	新規適用届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2009年 10月頃	2014年 8月15日	○担当部署で事業所の記録を確認したところ、新規適用届の処理時に確認が不足し、任意適用事業所とすべきところ誤って強制適用事業所としていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
18			東京	武蔵野	2016年 9月21日	2016年 11月18日	○機構本部から連絡があり、重複して払い出した事業所整理記号の訂正処理を行う際に、誤って新規適用事業所の整理記号を取消したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。事業所整理記号を再付番し、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、事業所整理記号の払出にかかる手順を再確認し、手順を徹底するよう周知しました。	1事業所 4名	未徴収	271,786

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2016年 9月30日	2016年 12月9日	○内部点検により、提出可能期限を過ぎている育児休業申出書を受付し、処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の取消処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
20			京都	事務センター	2016年 12月6日	2017年 2月6日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が郵送で受付した育児休業等取得者申出書について、仕分け作業時の確認が不足し納品されなかったため処理が漏れ、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、送付物を仕分けする際の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	過徴収	181,644
21			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 11月10日	2016年 11月11日	○内部点検により、委託業者が適用関係届書について、保険料計算日以降に処理を行ったため、平成28年10月分保険料に反映しなかったことが判明しました。 ●担当部署において、事業所に平成28年11月分保険料での請求となる旨の案内文書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力締切日を徹底するよう指導しました。	554 事業所	なし	0
22		説明誤り	滋賀	事務センター	2016年 9月頃	2016年 11月1日	○事業所から問合せがあり、特定適用事業所についての相談を受けた際に特定適用事業所該当年月日の計算を誤り、一月遅い日付で説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、特定適用事業所について相談を受けた際は、事業所記録の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
23	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	群馬	高崎広域 事務センター	2016年 11月7日	2016年 11月9日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 44名	なし	0
24			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 11月29日	2016年 12月2日	○事業所から問合せがあり、委託業者が、本来は社会保険労務士にまとめて送付すべき賞与支払届を、一事業所に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	39事業所	なし	0
25			京都	京都南	2016年 12月27日	2017年 1月6日	○事務センターから連絡があり、年金事務所において、郵送された月額変更届に誤って他の事業所あての返信用封筒を添付し、事務センターに回送したため、届書を誤って返戻していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した月額変更届を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、届書の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	なし	0
26			大阪	平野	2016年 12月6日	2016年 12月7日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の住所変更届の写しを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した住所変更届の写しを回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
27	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	京都	事務センター	2016年 12月20日	2016年 12月21日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準報酬月額決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬月額決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 2名	なし	0
28			兵庫	事務センター	2016年 8月22日	2016年 8月24日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準報酬月額決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬月額決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 3名	なし	0
29			香川	高松広域 事務センター	2017年 1月20日	2017年 1月24日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した「70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
30			東京	東京広域 事務センター	2015年 10月22日	2015年 10月29日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の育児休業等取得者終了確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した育児休業等取得者終了確認通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0
31			東京	東京広域 事務センター	2016年 7月12日	2016年 7月13日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所に勤務している被保険者の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 3名	なし	0
32			長崎	長崎南	2016年 9月9日	2016年 9月12日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の「二以上事業所勤務被保険者の保険料額の変更について」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「二以上事業所勤務被保険者の保険料額の変更について」を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0
33			香川	高松広域 事務センター	2017年 3月8日	2017年 3月10日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準報酬月額改定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準報酬月額改定通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
34	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	愛知	瀬戸	2013年 6月28日	2016年 12月20日	<p>○内部点検により、電子申請で提出された住所変更届が未処理となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書を再提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、電子申請で提出された届書の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所 15名	なし	0
35		受理後の書類管理誤り	東京	東京広域 事務センター	2016年 11月4日	2016年 12月6日	<p>○社会保険労務士から問合せがあり、提出された適用関係届書が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、適用関係届書を再提出していただき、処理を行いました。未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	6事業所 12名	その他	115,566
36			青森	事務センター	2016年 6月15日	2016年 7月11日	<p>○内部点検により、提出された任意適用取消申請書が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
37			北海道	事務センター	2016年 9月頃	2016年 10月11日	<p>○内部点検により、提出された資格喪失届及び月額変更届が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書を再提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 2名	なし	0

2. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2014年 7月9日	2016年 7月19日	<p>○お客様から問合せがあり、市町村で誤った資格取得年月日の国民年金被保険者資格取得届が作成され、機構において処理したため、保険料の免除申請ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、国民年金保険料免除申請書を受付しました。</p> <p>●市町村に対し、受付時においては資格取得年月日の確認を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	なし	0
39	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2016年 5月23日	2016年 9月29日	<p>○市町村から連絡があり、市町村が海外在住による任意加入申出書について事務センターへの進達を漏らし、前納していた保険料を誤って還付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。任意加入申出書の処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。</p> <p>●市町村に対し、進達時における内容確認を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	誤還付	175,970
40			大分	別府	1983年 5月23日	2016年 6月16日	<p>○事務センターから連絡があり、国民年金の任意加入期間に該当する期間に、任意加入の手続きの案内をせず強制加入期間としていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。</p>	1名	なし	0
41			愛知	名古屋広域 事務センター	2015年 5月9日	2016年 6月20日	<p>○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、老齢基礎年金を満額にするための月数に不足があることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不足分の保険料を納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、支給資格の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	214,110
42			京都	京都西	2014年 5月29日	2015年 11月25日	<p>○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、担当者の確認不足により、老齢年金の満額納付期間を超える月数の納付を案内し、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し正しい手続きを案内するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	171,390
43			神奈川	横浜西	2007年 2月19日	2016年 2月8日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の手続きを行う際に、支給に必要な納付月数を誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録及び支給資格の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	538,380
44	国民年金第3号被保険者該当届書の誤り	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2015年 11月19日	2016年 6月28日	<p>○年金記録の確認を行ったところ、誤った国民年金第3号被保険者該当処理を行い、保険料納付済期間として残すべき保険料を還付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、還付した保険料を返納していただきました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な手続きを案内するよう周知しました。</p>	1名	誤還付	29,990
45			青森	八戸	2015年 7月9日	2016年 11月15日	<p>○社会保険労務士から連絡があり、誤って返戻したことにより、国民年金第3号被保険者該当届書の処理が行われず、保険料を徴収していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様および事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。</p> <p>●担当部署において、書類の適切な管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	237,870
46			千葉	事務センター	2016年 9月27日	2016年 12月13日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届書を処理する際に、誤った基礎年金番号で処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、処理の際は基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
47	年金記録訂正の誤り	確認・決定誤り	静岡	沼津	2014年 10月16日	2015年 2月10日	○担当部署で確認したところ、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、国民年金特例任意加入期間の記録を誤って削除していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	70,200
48			兵庫	西宮	2015年 6月30日	2016年 6月2日	○お客様から連絡があり、担当者の確認不足により、他のお客様の年金記録を統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正しました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました	2名	なし	0
49	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	京都	事務センター	2016年 1月20日	2016年 1月21日	○社会保険労務士から連絡があり、委託業者の確認不足により、受託していない事業所から提出された国民年金第3号被保険者該当届の控えを送付していたことが判明しました。 ●担当部署において、お客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者該当届の控えを回収し、正しい送付先へ送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	6事業所 6名	なし	0
50	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	千葉	事務センター	2016年 11月頃	2017年 1月11日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金第3号被保険者該当届が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。国民年金第3号被保険者該当届を再度提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

3. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
51	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	青森	青森	1987年 4月10日	2016年 12月1日	○事務センターから連絡があり、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、免除期間となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	256,050
52			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 9月頃	2015年 11月20日	○年金事務所から連絡があり、所得情報の確認不足による国民年金保険料免除審査の決定誤りが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、事務処理の流れを再確認するとともに、審査時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	64名	なし	0
53			群馬	高崎広域 事務センター	2016年 10月13日	2017年 2月6日	○お客様から問合せがあり、市町村からの国民年金保険料免除・納付猶予申請者にかかる所得情報に誤りがあり、承認決定に誤りがあったことが判明しました。 ●担当部署において、お客様にお詫びの上説明しました。正しい所得情報により審査を行いました。 ●市町村より、所得情報作成時においては、事務処理手順を見直すとともに、複数名での確認を徹底するとの報告がありました。	2名	なし	0
54	国民年金保険料口座振替(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2016年 4月8日	2016年 4月25日	○1年前納による口座振替が予定されているお客様に対して、確認不足により現金納付を案内したため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書送付時には口座振替記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	630
55			香川	高松広域 事務センター	2016年 5月30日	2016年 7月29日	○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、処理不要の国民年金保険料口座振替辞退申出書を誤って金融機関へ送付し、金融機関にて処理が行われたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、事象について周知し、届書の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	32,420
56			入力誤り	茨城	事務センター	2016年 8月22日	2016年 11月29日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時に、通帳番号の入力を誤ったため、前納による口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし
57	国民年金保険料還付請求書の誤り	説明誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 1月4日	2017年 1月20日	○機構本部から連絡があり、担当者の確認不足により、国民年金保険料還付処理についてお客様に誤った支払いスケジュールを説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、還付処理スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
58	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 2月19日	2016年 7月21日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、資格記録の訂正処理を誤ったため、前納納付書が作成されず、1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,660

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
59	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	埼玉	川越	2016年 11月30日	2016年 12月5日	○内部点検により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の案内において、一部記載事項を誤った申請書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい申請書を送付しました。 ●担当部署において、申請書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	545名	なし	0
60	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	千葉	事務センター	2017年 1月26日	2017年 1月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料還付請求書について、担当者の確認不足により、他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した還付請求書を回収しました。 ●担当部署において、送付先の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
61	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延 受理後の書類管理誤り	栃木	宇都宮西	2016年 3月14日	2016年 8月8日	○内部点検により、国民年金保険料免除申請書が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、書類の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
62			奈良	桜井	2016年 11月29日	2016年 11月30日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
63			岩手	事務センター	2015年 4月13日	2015年 8月5日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除・納付猶予申請書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
64			愛知	名古屋広域 事務センター	2016年 6月17日	2016年 8月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジットカード納付申出書が処理されず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、書類の管理及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
65			福島	事務センター	2015年 12月11日	2016年 1月20日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料口座振替申出書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料口座振替申出書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

4. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
66	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	広島	広島東	1988年 3月31日	2015年 7月22日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,148
67			長崎	長崎南	1987年 6月頃	2016年 4月14日		1名	未払い	1,451,603
68			長崎	諫早	1988年 8月1日	2015年 10月16日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	522,368
69			広島	広島東	1981年 9月6日	2015年 12月24日		1名	未払い	31,050
70			京都	京都西	1986年 4月1日	2016年 1月14日	○担当部署で記録確認を行ったところ、老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	84,725
71			千葉	事務センター	1995年 10月19日	2011年 11月14日	○記録判明に伴い記録確認を行ったところ、老齢年金の受給要件の確認不足により、本来旧法の老齢年金を決定すべきところ、誤って新法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。新法の老齢年金の取消処理を行い、旧法の老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,694,453
72			京都	京都西	1985年 6月12日	2016年 4月27日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足により、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,231,045
73			岩手	盛岡	1998年 7月1日	2013年 9月3日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,512,683
74			茨城	水戸北	2016年 4月17日	2016年 5月20日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,119,682
75			福岡	中福岡	1978年 12月頃	2014年 7月2日	○機構本部から連絡があり、先発の老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,875,777
76	東京	大田	1980年 2月14日	2014年 11月11日	1名	未払い		33,600		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
77	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	1983年 4月頃	2015年 6月12日	○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	60,253
78			滋賀	大津	1983年 10月1日	2015年 12月22日		1名	未払い	517,264
79			群馬	高崎	1991年 3月28日	2016年 5月18日		1名	未払い	454,164
80			広島	広島東	1986年 4月1日	2015年 11月9日	○未支給年金請求時の記録確認により、65歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	2,915,258
81			広島	広島東	1990年 12月9日	2015年 10月19日	○担当部署で記録確認を行ったところ、65歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	218,396
82			東京	大田	2002年 6月24日	2016年 3月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、70歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	115,007
83			埼玉	川越	1999年 12月1日	2015年 11月4日	○機構本部から連絡があり、70歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	124,500
84			東京	江戸川	1987年 3月頃	2015年 3月10日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の退職改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,402,965
85			鳥取	倉吉	1990年 11月17日	2016年 9月15日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の退職改定処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,491,180

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
86	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	島根	浜田	1987年 4月20日	2016年 7月8日	○記録判明に伴い記録確認を行ったところ、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	797
87			群馬	高崎	1992年 4月11日	2016年 2月22日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	533,221
88			広島	呉	1982年 10月20日	2016年 3月28日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	699,941
89			兵庫	須磨	2012年 2月2日	2014年 11月20日	○内部点検により、記録訂正に伴いお客様に年金請求書を提出いただくべきところ、確認不足から請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	5,478,258
90			宮城	仙台広域 事務センター	2016年 5月17日	2016年 8月17日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金が不該当であることから老齢厚生年金の障害者特例請求も不該当であると判断し、障害者特例該当の改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	58,536
91			説明誤り	東京	足立	2008年 11月15日	2016年 12月5日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給資格があるにもかかわらず年金請求の案内を漏らし請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
92	山形	山形		2016年 9月27日	2016年 9月28日	○担当部署で確認したところ、障害者特例該当による年金額の改定が請求月の翌月から行われるところ、障害認定月から改定されると委託社会保険労務士が誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0	
93	老齢年金の第四種被 保険者期間の誤り	確認・決定誤り	熊本	本渡	1981年 3月26日	2015年 12月3日	○年金相談時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,999,217
94			東京	江東	2009年 10月1日	2016年 11月11日		1名	過払い	103,249

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
95	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	東京	渋谷	2006年 10月23日	2016年 1月27日	○担当部署で記録確認を行ったところ、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	73,679
96	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	1986年 9月25日	2016年 7月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	372,618
97			岩手	盛岡	1988年 10月頃	2016年 8月22日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	617,101
98			栃木	栃木	2007年 4月12日	2014年 11月19日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	689,434
99			東京	板橋	2003年 12月25日	2016年 7月12日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,784,457
100			老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	広島	広島南	1988年 4月26日	2016年 4月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名
101	広島	広島西			1999年 11月2日	2016年 5月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,480
102	佐賀	唐津			2004年 8月12日	2016年 4月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,888
103	東京	大田			1997年 6月3日	2016年 5月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,151,009

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
104	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷西	1992年 4月20日	2016年 7月8日	○年金相談時の記録確認により、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,138
105			鹿児島	鹿児島北	2003年 7月24日	2016年 6月7日	○事務センターから連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	289,814
106			鹿児島	鹿屋	1999年 4月9日	2015年 9月29日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間の登録を漏らして老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	84,145
107			広島	広島西	1985年 1月31日	2014年 7月23日	○機構本部から連絡があり、旧令共済記録の確認不足により、老齢厚生年金を決定すべきところ、誤って特例老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特例老齢年金を取消し、老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	34,161
108			山口	岩国	2006年 7月27日	2016年 7月20日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	57,160
109			京都	上京	2003年 3月6日	2016年 8月19日	●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,381
110			山形	新庄	2012年 3月27日	2015年 7月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、旧農林共済の退職共済年金の対象期間として決定すべき旧農林共済組合期間を老齢厚生年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	84,397
111			和歌山	田辺	1994年 6月14日	2016年 11月2日	○事務センターから連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,190,686

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
112	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本東	2003年 3月27日	2016年 7月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、脱退手当金の支給済期間を誤って厚生年金被保険者期間と登録し老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,458,680
113			東京	世田谷	2002年 10月17日	2016年 6月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,852,630
114			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 1月28日	2016年 6月8日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	160,104
115			広島	広島東	1987年 8月1日	2015年 6月17日	○年金相談時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	229,310
116			広島	三原	1989年 7月28日	2014年 8月18日	○担当部署で記録確認を行ったところ、船員保険被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,546,380
117			沖縄	名護	2008年 4月3日	2016年 3月11日	○事務センターから連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,257
118			茨城	日立	2009年 11月26日	2016年 5月26日		1名	過払い	28,398
119			秋田	鷹巣	1979年 5月1日	2016年 4月14日		1名	過払い	9,821
120			大分	別府	1963年 9月1日	2016年 6月6日		1名	過払い	37,590
121			滋賀	彦根	1981年 4月23日	2016年 3月25日		○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
122			滋賀	大津	1979年 4月頃	2016年 2月29日	1名		未払い	266,591
123			大阪	豊中	1980年 6月1日	2016年 1月25日	1名		未払い	2,613,360

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
124	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	1986年 1月16日	2015年 12月7日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	79,181	
125			岡山	倉敷東	1993年 10月7日	2016年 2月22日		1名	未払い	536,527	
126			兵庫	西宮	1980年 3月頃	2016年 2月12日		1名	未払い	494,341	
127			静岡	沼津	1976年 5月1日	2016年 1月19日	○機構本部から連絡があり、船員保険被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,319,320	
128			大阪	守口	1979年 8月1日	2016年 3月16日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	693	
129			静岡	三島	1991年 8月13日	2015年 11月4日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	71,628	
130			佐賀	唐津	2004年 10月1日	2016年 3月22日	○機構本部から連絡があり、基金が代行返上されている期間の厚生年金被保険者記録が代行返上されておらず、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象を周知し、年金裁定時の年金記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,261,821	
131			東京	葛飾	1989年 11月14日	2016年 1月20日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	197,908	
132			説明誤り	岐阜	大垣	2015年 12月18日	2016年 2月25日	○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い返納が発生するところ、記録の確認不足から返納は発生しないと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納方法申出書を受付しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
133			配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2006年 4月6日	2016年 11月16日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
134	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2007年 5月31日	2016年 5月23日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	747,182
135			埼玉	大宮	2003年 3月13日	2015年 1月30日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	593,708
136			岡山	岡山東	2004年 9月1日	2015年 7月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,683,750
137	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	大分	別府	2009年 4月7日	2016年 4月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	870,595
138			岩手	盛岡	2010年 1月頃	2016年 8月26日		1名	未払い	791,595
139			山口	下関	2010年 4月28日	2016年 7月1日		1名	未払い	694,731
140			広島	広島西	2007年 1月24日	2016年 10月18日		1名	未払い	1,334,576
141			東京	府中	2007年 5月13日	2016年 9月21日		1名	未払い	1,231,249
142			大阪	枚方	1992年 5月25日	2016年 4月19日		1名	未払い	4,755,079
143			長崎	佐世保	2009年 3月7日	2016年 7月11日		1名	未払い	967,376
144			茨城	事務センター	2010年 9月1日	2016年 7月25日		1名	未払い	703,232
145			岡山	岡山西	2009年 10月6日	2016年 11月7日		1名	未払い	830,792
146			広島	呉	2007年 7月頃	2016年 12月13日		1名	未払い	1,230,928
147			香川	高松西	2007年 2月21日	2016年 8月3日		○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
148	茨城	事務センター	2009年 5月27日	2016年 5月27日	●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	859,363		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
149	配偶者の共済年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	2011年 3月28日	2016年 11月16日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	647,032
150			京都	上京	2005年 7月15日	2015年 3月23日		1名	未払い	714,765
151			長崎	長崎南	2008年 7月1日	2016年 7月25日		1名	未払い	1,030,044
152			神奈川	厚木	2009年 2月1日	2015年 7月30日		1名	未払い	808,318
153			愛知	名古屋北	2007年 10月25日	2014年 12月12日		1名	未払い	1,155,383
154			大分	別府	2010年 5月頃	2016年 8月18日		1名	未払い	713,172
155			石川	七尾	2009年 10月13日	2016年 8月29日		1名	未払い	811,354
156			東京	足立	2011年 2月13日	2016年 8月29日		1名	未払い	527,263
157			東京	江戸川	2007年 3月1日	2016年 8月30日		1名	未払い	1,268,425
158			福岡	東福岡	2009年 6月18日	2016年 7月26日		1名	未払い	889,757
159	在職時の年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	1985年 11月20日	2016年 4月1日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	206,106
160			大阪	天王寺	1983年 10月頃	2016年 3月30日		1名	未払い	40,775
161			広島	広島西	1982年 4月1日	2016年 5月26日		1名	未払い	153,747
162			広島	広島南	1977年 10月1日	2016年 4月8日		1名	未払い	179,475
163			愛媛	宇和島	1981年 5月1日	2016年 1月4日		1名	未払い	181,965

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
164	在職時の年金の支給 停止の誤り	確認・決定誤り	広島	広島東	1983年 10月1日	2015年 8月10日	○担当部署で記録確認を行ったところ、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	161,011
165			埼玉	大宮	1983年 1月1日	2015年 8月26日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	122,322
166			広島	三原	1979年 10月1日	2016年 3月28日	○現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	67,360
167	老齢年金の繰上げ・繰 下げの誤り	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2016年 4月14日	2016年 5月10日	○お客様から問合せがあり、65歳支給の老齢基礎年金請求書の審査時の確認不足から、誤って繰上げによる老齢基礎年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の振込前であったため、誤ってお支払いした年金はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
168			京都	事務センター	2016年 4月27日	2016年 6月14日	○お客様から問合せがあり、65歳支給の老齢基礎年金請求書の審査時の確認不足から、誤って繰上げによる老齢基礎年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	47,754
169			東京	八王子	2016年 5月17日	2016年 6月30日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	181,210
170			京都	事務センター	2016年 5月13日	2016年 7月12日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の確認不足から、誤って繰下げ請求の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,296,700
171			宮崎	延岡	2015年 4月頃	2016年 7月29日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の受付時の確認不足により、お客様が繰下げ請求を希望しているにもかかわらず、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求の年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	785,194
172			熊本	事務センター	2016年 5月19日	2016年 10月20日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の受付時の確認不足により、お客様が繰下げ請求を希望しているにもかかわらず、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求の年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	241,072
173			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 5月26日	2016年 7月26日	○年金事務所からの連絡により、繰下げ請求の老齢基礎年金請求書の審査時に入力項目の記載を漏らしたことから、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求の年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	260,158

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
174	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	入力誤り	機構本部	中央年金センター	2016年2月頃	2016年4月12日	○お客様から問合せがあり、委託業者が繰上げ請求の老齢年金について受付年月日を誤って入力したことにより、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	446,290	
175		説明誤り	千葉	幕張	2016年8月26日	2016年10月14日	○お客様から問合せがあり、お客様は老齢厚生年金の繰下げ請求を希望していたため、老齢厚生年金の繰下げ請求書を受付すべきところ、請求書の提出がなくても支払われると誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰下げ請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ請求受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	282,570	
176			山口	山口	2016年4月4日	2016年6月9日	○共済組合から連絡があり、年金相談時に老齢厚生年金が62歳から支給されるにもかかわらず、誤って60歳から支給されると説明し、お客様が希望していた繰上げ請求の年金請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰上げ請求書を受付しました。 ●担当部署において、相談時における年金の受給要件及び繰上げ請求についての説明を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
177			東京	杉並	2013年11月11日	2015年9月25日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金の繰下げ待機を希望していたにもかかわらず、誤って老齢基礎年金の繰下げ申出書の提出を案内し、決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	605,111	
178			広島	呉	2016年1月25日	2016年4月13日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、お客様が繰下げ請求を希望しているにもかかわらず、お客様の希望しない65歳からの年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,465,549	
179		遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	貝塚	1985年6月18日	2016年3月8日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	72,866
180				栃木	宇都宮東	1999年1月10日	2016年6月7日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	665
181				広島	広島西	2003年3月19日	2016年3月1日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,430,260
182			北海道	室蘭	2006年7月27日	2014年8月29日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,232,392	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
183	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2003年 7月18日	2013年 4月26日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	185,002
184			島根	浜田	1998年 12月10日	2016年 3月11日		1名	未払い	2,994,345
185			東京	大田	1998年 1月2日	2015年 6月5日		1名	未払い	3,719,750
186			神奈川県	横浜南	1989年 11月16日	2016年 3月3日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	536,845
187			島根	浜田	1998年 3月11日	2016年 7月19日		1名	未払い	342,602
188			茨城	土浦	2003年 3月3日	2014年 5月30日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,307,042
189			東京	世田谷	2000年 4月27日	2016年 7月26日		1名	過徴収	354,974
190			福井	事務センター	2016年 3月24日	2016年 7月25日	○共済組合から連絡があり、本来共済組合が支給する遺族年金に加算すべき寡婦加算を誤って加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	164,995
191			福岡	小倉北	2007年 11月15日	2010年 9月21日	○事務センターから連絡があり、遺族年金請求時の確認不足から、生計同一の父または母がいる場合は遺族基礎年金を支給停止すべきところ、誤って支給停止していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,668,300
192		神奈川県	横浜西	1998年 7月4日	2015年 10月19日	○機構本部から連絡があり、戸籍謄本等に記載の死亡年月日の確認不足により、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	860,600	
193	説明誤り	東京	板橋	2016年 12月20日	2016年 12月21日	○担当部署において確認したところ、遺族年金請求の相談時に試算方法を誤り、本来であればお客様が希望している長期要件で試算すべきところ、短期要件で試算し説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の試算時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
194	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	世田谷	2015年7月頃	2016年9月28日	○担当部署において確認したところ、障害基礎年金の支給停止を解除するために額改定報告書を機構本部へ進達すべきところ、所得状況の確認不足から進達を漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害基礎年金受給権者の所得状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	487,563
195			機構本部	障害年金センター	2016年8月10日	2016年9月5日	○年金事務所から連絡があり、障害年金の受給要件の確認不足から、障害認定日を受給権発生日として障害年金を決定すべきところ、誤って請求書の受付日を受給権発生日として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	735,520
196			機構本部	障害年金センター	2016年7月7日	2016年12月5日	○年金事務所から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足により、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書及び診断書を送付しました。	1名	なし	0
197			機構本部	障害年金センター	2012年4月12日	2015年5月29日	●担当部署において、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
198			東京	中野	1990年6月19日	2015年9月28日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	88,232
199			機構本部	障害年金センター	2014年1月9日	2015年11月17日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求時の確認不足から、加給年金額加算対象者のフリガナを誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
200			機構本部	障害年金センター	2016年11月24日	2016年12月5日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求時の確認不足から、お客様の漢字氏名を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤った年金証書を回収し、正しい年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
201			機構本部	障害年金センター	2013年7月9日	2016年6月30日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に住所の登録を誤ったため、障害状態確認届が届いていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
202	機構本部	障害年金センター	2014年5月22日	2015年8月4日	○年金事務所から連絡があり、障害年金の審査時の確認不足により、障害年金の加算額対象者の障害状態の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0		
		入力誤り								

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
203	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	茨城	下館	2016年 5月10日	2016年 12月7日	○年金相談時の納付要件の確認不足により、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
204			広島	広島東	2015年 3月2日	2015年 3月25日	○事務センターから連絡があり、納付要件の確認不足により、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
205			岡山	倉敷東	2010年 4月30日	2015年 10月27日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に年金記録の確認不足から、障害年金の受給資格があるにもかかわらず請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	324,464
206		通知書等の作成誤り	広島	広島広域 事務センター	2016年 8月19日	2016年 8月22日	○市町村から連絡があり、障害基礎年金の診断書が未提出となっている方について、勧奨を行って提出をお願いするところ、受付後の管理の不徹底から、すでに提出があった場合にも診断書の提出を勧奨する通知を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、診断書の勧奨にかかると事務処理について再確認を行いました。	33名	なし	0
207	障害基礎年金の所得状況届等の処理誤り	確認・決定誤り	青森	事務センター	2016年 9月12日	2016年 9月26日	○担当部署において、「所得状況届未提出者一覧表」を点検していたところ、所得状況届が提出済みにもかかわらず、未提出者として処理したため年金が支払われなかったことが判明しました。 ●担当部署においてお客様にお詫びの上説明しました。所得状況届の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において所得状況届の事務処理手順を確認のうえ徹底するよう周知しました。	2名	未払い	280,032
208	加給年金の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	1993年 9月1日	2016年 8月8日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	882,911
209			兵庫	西宮	2014年 3月24日	2014年 12月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から加給年金加算開始事由該当届の案内を漏らし、加給年金を加算しないまま年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金加算開始事由該当届を受け付け、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,012,036
210			山形	鶴岡	1986年 4月1日	2016年 12月28日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	921,044

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
211	加給年金の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域 事務センター	2016年 8月31日	2016年 10月11日	○お客様から問合せがあり、加給年金の過払いについて返納の処理を行った際に、毎月の返納額を誤って登録したため、本来返納いただく金額よりも多い金額で年金から調整していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。返納のため本来より多く年金から調整していた額をお支払いするとともに、正しい毎月の返納額となるよう訂正処理を行いました。 ●担当部署において、返納処理の登録時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	159,949
212			機構本部	中央年金 センター	2013年 4月11日	2016年 2月22日	○担当部署において確認したところ、配偶者の老齢年金が全額支給停止となったことから、加給年金額の支給停止の解除を行うべきところ、確認不足により支給停止解除を行わなかったため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	98,300
213			機構本部	中央年金 センター	2012年 8月頃	2016年 3月11日	○担当部署において確認したところ、配偶者の年金受給状況の確認不足により加給年金額停止の処理を漏らしたことから、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	74,283
214			機構本部	中央年金 センター	2015年 6月3日	2016年 3月11日		1名	過払い	65,017
215			機構本部	中央年金 センター	2014年 8月14日	2016年 3月11日	○担当部署において確認したところ、配偶者の年金受給状況の確認不足により、加給年金の支給停止要件に該当しないにもかかわらず、誤って支給停止の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、配偶者状態や年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	32,200
216			鹿児島	川内	1989年 5月頃	2014年 3月24日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時に配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	374,204
217			東京	渋谷	1988年 12月9日	2016年 10月19日		1名	未払い	62,268
218			島根	出雲	1996年 7月頃	2016年 6月28日		1名	未払い	129,651
219			千葉	事務センター	2016年 1月28日	2016年 12月8日		1名	未払い	422,608
220			鹿児島	川内	2014年 10月頃	2016年 9月9日		○機構本部から連絡があり、配偶者状態の確認不足により加給年金額停止の処理を漏らしたことから、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
221			広島	呉	1986年 7月頃	2016年 12月27日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,030,622
222			奈良	奈良	2005年 3月15日	2016年 12月22日		1名	過払い	1,066,559
223			山梨	甲府	1988年 2月12日	2016年 12月26日		1名	過払い	520,094

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
224	加給年金の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山西	1998年 5月20日	2016年 1月22日	○機構本部から連絡があり、旧令共済期間を追加したことに伴い加給年金額を加算すべきところ、年金記録の確認不足から加給年金額を加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,061,855
225			熊本	熊本西	1991年 7月20日	2016年 12月26日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額を加算及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	6,856,947
226			神奈川	高津	2009年 8月6日	2016年 8月23日	○事務センターから連絡があり、配偶者の生年月日を誤って登録したため、加給年金額を加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	874,336
227			機構本部	中央年金 センター	2015年 2月25日	2015年 4月20日	○内部点検により、未支給年金の請求時に加給年金対象者が亡くなったことによる加給年金額不該当届を案内するところ、確認が不十分であったため、案内をせず加給年金額の停止が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金額不該当届を提出いただき処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	92,666
228			機構本部	中央年金 センター	2013年 9月17日	2014年 2月21日	○内部点検により、未支給年金の支払いを行う際に、加給年金対象者が亡くなったことによる加給年金額停止の処理を漏らしたことから、加給年金額を加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	18,858
229			配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2005年 10月27日	2016年 6月30日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名
230	東京	葛飾			2000年 6月2日	2016年 6月27日	1名	未払い		2,811,925
231	群馬	前橋			2002年 6月2日	2016年 8月30日	1名	未払い		2,288,459
232	鹿児島	鹿児島南			2008年 8月9日	2016年 7月14日	1名	未払い		978,734
233	千葉	幕張			2002年 2月頃	2016年 8月25日	1名	未払い		1,380,478
234	神奈川	港北			2006年 9月23日	2015年 8月6日	1名	未払い		1,256,661

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
235	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	東京	世田谷	2011年 1月20日	2016年 2月19日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	579,600
236			宮城	仙台北	1998年 3月12日	2016年 10月14日		1名	未払い	2,522,659
237			埼玉	熊谷	1996年 1月頃	2016年 9月8日		1名	未払い	4,045,105
238			東京	江東	1992年 2月13日	2016年 10月28日		1名	未払い	4,643,293
239			神奈川	相模原	1996年 8月20日	2016年 11月9日	○お客様から問合せがあり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 ○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,701,796
240			栃木	宇都宮西	2002年 2月9日	2016年 3月11日		1名	未払い	2,304,676
241			神奈川	相模原	1998年 12月3日	2016年 6月27日		1名	未払い	2,069,786
242			兵庫	加古川	1998年 5月14日	2016年 7月15日		1名	未払い	2,399,833
243			千葉	千葉	2002年 5月31日	2016年 8月30日		1名	未払い	2,304,497
244			熊本	熊本東	1993年 3月頃	2016年 7月12日		1名	未払い	4,994,582
245			神奈川	横浜西	1994年 4月22日	2016年 8月5日		1名	未払い	3,587,579
246			兵庫	加古川	1996年 3月7日	2016年 8月22日		1名	未払い	3,558,971
247			広島	呉	1989年 3月9日	2016年 9月30日		1名	未払い	5,706,720
248			大阪	天王寺	2005年 9月頃	2016年 5月24日		1名	未払い	4,887,766
249			鹿児島	川内	2008年 4月4日	2016年 6月17日		1名	未払い	1,541,586
250	兵庫	加古川	1989年 5月25日	2016年 7月12日	1名	未払い		4,879,117		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)			
251	配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2004年 2月8日	2016年 7月5日	○年金相談センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,849,939			
252			山形	鶴岡	2000年 7月28日	2016年 10月7日		1名	未払い	2,825,730			
253			宮城	仙台北	1992年 2月20日	2016年 8月25日		1名	未払い	4,553,612			
254			千葉	千葉	2004年 4月17日	2016年 10月11日		1名	未払い	1,813,865			
255			兵庫	尼崎	2003年 2月14日	2015年 10月14日		○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,072,245		
256			滋賀	事務センター	2000年 9月14日	2016年 9月2日			1名	未払い	2,678,647		
257			宮城	仙台北	2000年 4月20日	2016年 8月25日			1名	未払い	1,813,438		
258			宮城	古川	1994年 10月6日	2016年 11月24日			1名	未払い	4,204,490		
259					東京	板橋		1996年 9月12日	2016年 11月17日	○他の年金事務所から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,002,167
260			配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東		2008年 3月8日	2015年 2月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,144,405
261	機構本部	障害年金センター			2012年 3月頃	2016年 3月15日	○事務センターから連絡があり、配偶者が受給している障害厚生年金の等級変更に伴い、老齢基礎年金額加算開始事由該当届を案内すべくところ案内を漏らしたことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い		685,361		
262	再裁定の誤り	確認・決定誤り	福岡	久留米	2005年 4月12日	2015年 10月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	202,731			
263			島根	出雲	1996年 4月11日	2016年 3月29日		1名	未払い	420,342			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
264	再裁定の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2007年 1月9日	2015年 8月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	33,644
265			千葉	船橋	2005年 3月31日	2016年 8月22日	○年金相談時の記録確認により、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	23,663
266			機構本部	中央年金 センター	2013年 5月26日	2016年 6月23日	○担当部署において確認したところ、厚生年金被保険者記録の判明に伴い再裁定を行った際に、配偶者の年金受給状況の確認不足から誤って振替加算を加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定を行う際に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	953,790
267			北海道	札幌東	2008年 5月22日	2016年 11月14日	○他の年金事務所から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	107,868
268			群馬	前橋	2004年 6月頃	2016年 1月22日	○事務センターから連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,695
269			神奈川	相模原	2004年 2月9日	2016年 1月5日	○事務センターから連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,154
270			東京	新宿	1998年 8月6日	2015年 11月25日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の重複期間の訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	238,737
271			沖縄	コザ	2011年 4月7日	2017年 1月30日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,353

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
272	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	守口	1983年 11月24日	2015年 12月25日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,027
273			福岡	南福岡	2015年 12月25日	2016年 3月18日		1名	未払い	227,947
274			北海道	帯広	2010年 1月20日	2016年 3月22日		1名	未払い	741,075
275			東京	杉並	1974年 3月7日	2016年 3月4日		1名	未払い	79,884
276			福井	武生	1992年 8月7日	2016年 11月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	171,680
277			鳥取	米子	2005年 3月頃	2016年 3月17日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定後の厚生年金基金の代行返上による記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,790,198
278			大阪	堺東	1985年 1月1日	2016年 2月23日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い老齢年金と遺族厚生年金の再裁定を行うべきところ、老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	56,518
279			山口	下関	1980年 5月26日	2016年 2月15日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,390
280			奈良	奈良	1982年 5月1日	2016年 2月23日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	188,719

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
281	再裁定の誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	1981年 6月18日	2016年 5月25日	○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	25,866
282			埼玉	大宮	1982年 5月19日	2016年 2月22日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の決定時に老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,020,592
283			神奈川	横浜西	1975年 1月1日	2016年 5月17日	●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	552,387
284		未処理・処理遅延	神奈川	横浜西	2012年 7月17日	2015年 5月12日	○担当部署において確認したところ、年金決定後の記録訂正処理に伴う年金の再裁定を行うために、機構本部へ書類を進達すべきところ、確認不足から書類を進達せず保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明から再裁定に至るまでの書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	18名	その他	12,009,466
285	支給停止基準額の変更に伴う年金の支払額の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	1979年 6月1日	2016年 3月31日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	10,952
286			埼玉	大宮	1980年 6月1日	2016年 4月7日		1名	未払い	170,088
287			福岡	中福岡	1978年 6月1日	2016年 1月18日		1名	未払い	38,772
288			三重	松阪	1989年 12月1日	2016年 3月28日		1名	未払い	293,529
289	支給停止基準額の変更に伴う年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	1976年 8月頃	2016年 3月30日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	12,577
290			大阪	天王寺	1976年 4月頃	2016年 3月30日		1名	未払い	246,917
291			茨城	日立	1986年 4月頃	2016年 4月9日		1名	未払い	43,290
292			兵庫	加古川	1978年 6月頃	2016年 1月12日		1名	未払い	311,698
293			香川	善通寺	1975年 6月1日	2016年 2月1日		1名	未払い	59,600
294			岡山	岡山東	1976年 8月1日	2016年 4月11日		1名	未払い	108,223
295			奈良	奈良	1976年 8月1日	2016年 4月8日		1名	未払い	11,153

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
296	年金選択の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2012年 12月11日	2016年 2月8日	○未支給年金請求時の記録確認により、遺族厚生年金の決定時に、遺族年金と老齢年金を受給している場合の年金の選択処理について誤った処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,522,524
297			茨城	水戸北	2016年 9月2日	2016年 10月17日	○お客様から問合せがあり、年金受給選択申出書の受付日を誤り年金の選択処理を行ったため、誤った支給額変更通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい支給額変更通知書を送付しました。 ●担当部署において、年金決定時の選択申出書の内容確認について徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
298			大阪	枚方	2015年 6月3日	2016年 3月9日	○お客様から問合せがあり、労災給付の支給状況の確認不足から労災給付を受給していることを考慮しないで年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、労災給付を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	203,910
299			機構本部	中央年金センター	2015年 10月29日	2016年 5月25日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から年金受給選択申出書を誤って処理し、申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の選択申出書記載内容の確認について徹底するよう周知しました。	1名	過払い	12,362
300			機構本部	中央年金センター	2014年 3月20日	2016年 7月13日	○担当部署において確認したところ、年金の選択処理における調整額の登録誤りにより、未支給年金の額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	535,500
301			機構本部	中央年金センター	2016年 12月8日	2016年 12月22日	○共済組合からの問合せにより、年金の選択処理の誤りから、本来支給停止となる年金が支給されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,964
302			機構本部	中央年金センター	2015年 3月25日	2016年 3月2日	○総務省の恩給担当から連絡があり、恩給のうち公務扶助料を受給していても障害基礎年金は停止としないにもかかわらず、誤って障害基礎年金を停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、恩給を受給している場合の障害基礎年金の停止についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	878,222
303			宮崎	宮崎	2015年 2月23日	2016年 8月31日	○総務省の恩給担当から連絡があり、恩給のうち公務扶助料を受給していても障害基礎年金は停止としないにもかかわらず、誤って障害基礎年金を停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、恩給を受給している場合の障害基礎年金の停止についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,358,402

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
304	年金選択の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2014年 4月9日	2016年 6月16日	○年金事務所から連絡があり、年金受給状況の確認不足から年金受給選択申出書を誤って処理し、申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	118,583
305			機構本部	中央年金センター	2015年 11月9日	2016年 8月22日	○年金事務所から連絡があり、遺族厚生年金決定時の老齢厚生年金との選択処理において、老齢厚生年金の支給停止額を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、併給調整の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,241,059
306			滋賀	大津	2016年 1月27日	2016年 6月1日	○事務センターから連絡があり、年金受給状況の確認不足により、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	677,165
307			秋田	大曲	2008年 10月2日	2015年 12月17日	○機構本部から連絡があり、65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、年金受給選択申出書の案内を漏らしたことにより老齢厚生年金の支給が保留となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	27,000
308			茨城	日立	1982年 7月頃	2016年 4月9日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金と遺族厚生年金の選択処理における停止額の計算が誤っていたことから、正しい年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、併給調整の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,009,869
309			広島	広島広域 事務センター	2016年 9月23日	2016年 11月9日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金決定時の退職共済年金との選択処理において、遺族厚生年金の支給停止額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。年金額に誤りのある年金決定通知書を回収し、正しい年金決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、併給調整の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
310			入力誤り	機構本部	中央年金センター	2015年 12月14日	2016年 2月26日	○担当部署において確認したところ、年金の選択処理における調整額の登録が誤っていたため、お支払い予定の未支給年金の額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
311	年金選択の誤り	説明誤り	沖縄	那覇	2012年 6月29日	2016年 6月15日	○機構本部から連絡があり、過去の年金相談の際に年金記録の確認不足から、年金受給選択申出書を年金の定額部分支給開始時点で届出いただく必要があるにもかかわらず、定額部分支給開始年齢を誤って案内したため、定額部分支給開始時点で届出が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申出書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	929,972
312	損害賠償金との調整誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2016年 2月頃	2016年 3月7日	○お客様から問合せがあり、第三者行為事故による損害賠償金と年金との調整を行う必要がないにもかかわらず、確認不足から誤って年金の返納告知を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金の返納告知を取消しました。 ●担当部署において、第三者行為事故による損害賠償金と年金との調整の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
313	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	機構本部	中央年金センター	2016年 3月24日	2016年 6月16日	○年金事務所から連絡があり、確認不足から未支給年金額に誤りがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	130,017
314			機構本部	中央年金センター	2010年 7月12日	2016年 3月2日	○年金事務所から連絡があり、未支給年金決定時の年金記録の確認不足により、船員保険老齢年金と国民年金通算老齢年金について未支給年金を決定すべきところ、国民年金通算老齢年金について未支給年金の決定が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。決定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	113,241
315			機構本部	障害年金センター	2015年 9月24日	2015年 12月16日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が未支給年金請求書の処理時に金融機関支店コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	404,606
316			機構本部	中央年金センター	2016年 6月15日	2016年 7月12日	○内部点検により、お亡くなりになった方との続柄の確認不足により、先順位の請求者がいるため未支給年金を請求する権利がないにもかかわらず、未支給年金の決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において未支給年金を請求できる親族について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	93,542
317			機構本部	中央年金センター	2016年 6月30日	2016年 8月9日	○内部点検により、確認不足から未支給年金額に誤りがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、未支給年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	291,198
318		入力誤り	機構本部	中央年金センター	2016年 6月14日	2016年 7月5日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書の処理時に未支給年金請求者の氏名の登録を誤ったため、未支給年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	56,366

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
319	未支給年金の誤り	入力誤り	機構本部	中央年金センター	2016年3月3日	2016年4月19日	○年金事務所から連絡があり、未支給年金請求書の処理時に請求者のフリガナの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	92,602
320		未処理・処理遅延	福島	平	2014年11月7日	2015年7月10日	○内部点検により、記録訂正による年金の再裁定処理に必要となる未支給年金請求書について、提出の勘奨をすべきところ、確認不足から提出勘奨を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うことを徹底するよう周知しました。	5名	未払い	1,824,365
321	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2016年5月20日	2016年8月15日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金受給権者受取機関変更届を受付する際、年金の振込ができない貯蓄口座にもかかわらず受付し、また、確認不足からそのまま処理を行ったため年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込可能な口座の届をご提出いただき、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。また、担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	130,016
322			大阪	大阪広域事務センター	2016年4月5日	2016年10月31日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時に金融機関コードの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,599
323	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	兵庫	事務センター	2016年8月22日	2016年10月31日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に預金種別の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	137,497
324		広島	広島広域事務センター	2017年1月17日	2017年2月9日	○金融機関より問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	271,336	
325		青森	事務センター	2015年11月9日	2016年1月7日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時に請求者のフリガナの登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	248,006	
326		広島	広島広域事務センター	2016年12月13日	2017年2月9日	○金融機関より問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	23,314	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
327	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	機構本部	障害年金センター	2016年 6月2日	2016年 7月26日	○事務センターから連絡があり、年金請求書の処理時に預金種別の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	400,080
328	記録訂正の提出書類誤り	説明誤り	千葉	千葉	2016年 12月5日	2016年 12月5日	○担当部署において確認したところ、年金記録訂正請求書を提出いただくところ、誤って審査請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録訂正請求書を受け付けました。 ●担当部署において、年金相談時に受付する届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
329	年金見込額の誤り	説明誤り	大阪	玉出	2014年 7月14日	2016年 6月13日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が国民年金保険料の追納申込書を受付する際に、追納した場合の年金額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様は本来正しい年金見込額の説明があれば、追納の申込をしなかったことから、追納保険料を還付しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過徴収	886,302
330			鹿児島	鹿児島北	2016年 7月18日	2016年 10月11日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
331			長野	長野南	2016年 10月25日	2016年 11月15日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に雇用保険の給付を受給した場合の年金額について、誤った年金額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい年金額について説明しました。 ●担当部署において、雇用保険の給付を受給した場合の年金の扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
332			新潟	上越	2016年 9月7日	2016年 12月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に退職改定による年金額について、誤った年金額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、正しい年金額について説明しました。 ●担当部署において、退職した場合の年金の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
333			誤送付・誤送信	茨城	下館	2016年 10月12日	2016年 10月12日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票をお客様が確認する前に回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし
334	扶養親族等申告書の誤り	入力誤り	機構本部	中央年金センター	2014年 1月11日	2015年 11月24日	○お客様から連絡があり、委託業者が扶養親族等申告書の申告内容について、誤って入力を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
335	扶養親族等申告書の誤り	入力誤り	千葉	事務センター	2015年 2月24日	2015年 11月12日	○お客様から問合せがあり、老齢年金請求時に扶養親族等申告書の登録を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,301
336	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 1月8日	2016年 9月29日	○担当部署において確認したところ、特別障害給付金の死亡届の処理時に死亡年月日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を確認するよう周知しました。	1名	過払い	403,000
337	標準報酬改定請求書の提出書類誤り	説明誤り	奈良	大和高田	2016年 3月28日	2016年 4月11日	○お客様から問合せがあり、年金分割のための改定請求書を提出いただくところ、誤って年金分割のための情報提供請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい改定請求書を受け付けました。 ●担当部署において、年金相談時に受付する届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
338	死亡届の誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	2016年 10月14日	2016年 10月17日	○お客様から問合せがあり、誤った基礎年金番号が記載された死亡届を年金記録の確認不足からそのまま処理したため、お亡くなりになっていないお客様の年金の支払が停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡届の受付及び処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	334,695
339	年金請求時の配偶者の記録確認等の誤り	説明誤り	熊本	熊本東	2016年 6月7日	2016年 6月14日	○年金相談時の記録確認により、委託社会保険労務士が振替加算の手続きに必要な所得証明書について配偶者の定額部分支給開始当時の所得証明書が必要にもかかわらず、誤って最新の所得証明書が必要であると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
340			奈良	奈良	2015年 10月30日	2015年 10月30日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に年金請求者の配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金の資格取得届を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格取得届を提出いただき処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
341	届書等の受理誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2016年 5月9日	2016年 8月25日	○機構本部から連絡があり、委託社会保険労務士が国民年金及び厚生年金の年金請求書を提出いただくところ、誤って厚生年金のみの年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金請求書を受け付けました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
342			大阪	淀川	2016年 6月1日	2016年 9月12日	○機構本部から連絡があり、年金請求書を提出いただくところ、誤って他の請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金請求書を受け付けました。老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に受付する届書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	770,271

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
343	年金給付関係通知書等の誤り	確認・決定誤り	機構本部	障害年金センター	2014年 2月12日	2015年 3月31日	○年金局から連絡があり、年金の不支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する初診日に関する日付を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
344		通知書等の作成誤り	和歌山	和歌山東	2016年 12月5日	2017年 1月11日	○お客様から連絡があり、確認不足から高齢年金繰下げ請求書の受付控えについてお客様の漢字氏名が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様から誤った受付控えを回収し、正しい漢字氏名を記載した受付控えを送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
345			京都	事務センター	2014年 7月1日	2016年 3月1日	○機構本部から問合せがあり、障害年金の年金額を変更しない理由のお知らせを作成した際に、誤って異なる様式で作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しいお知らせを作成し送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	30名	なし	0
346			東京	東京広域事務センター	2016年 4月頃	2017年 3月30日	○機構本部から問合せがあり、平成28年4月の法律改正に伴い、通知書の教示文が変更となっていたにもかかわらず、旧様式で作成し送付していたことが判明しました。 ●担当部署からお詫びと正しい教示文についてのお知らせを送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	69名	なし	0
347			機構本部	障害年金センター	2016年 7月20日	2016年 8月17日	○事務センターから連絡があり、平成28年4月の法律改正に伴い、通知書の教示文が変更となっていたにもかかわらず、旧様式で作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤りのある通知書を回収し、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
348			機構本部	障害年金センター	2016年 8月2日	2017年 2月15日	○厚生局から連絡があり、通知書に教示文を記載すべきところ、誤って教示文を記載せず作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤りのある通知書を回収し、正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の様式の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
349			機構本部	基幹システム開発部	2017年 3月13日	2017年 5月10日	○担当部署において確認したところ、受給資格要件短縮により平成29年8月1日に受給権が発生する方に対し年金請求書を送付するところ、平成29年8月2日以降に受給権が発生する方に対して誤って平成29年8月1日に受給権が発生する旨の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金請求書を回収しました。 ●担当部署において年金請求書を事前に送付する際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	4名	なし	0
350	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	愛知	事務センター	2016年 2月24日	2016年 2月24日	○お客様から問合せがあり、年金記録確認のための訪問勧奨を行う委託業者の確認不足により、他のお客様のお宅に不在連絡票を投函していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って投函した不在連絡票を回収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、文書投函時の住所確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
351	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	群馬	高崎広域事務センター	2016年3月1日	2016年3月7日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の受付時の確認不足により、他のお客様の雇用保険被保険者証を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した雇用保険被保険者証を回収し、正しい雇用保険被保険者証を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
352			大阪	大阪広域事務センター	2016年9月2日	2016年9月5日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、所得状況届が未提出の方への勤奨状を他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した勤奨状を回収し、正しい勤奨状をお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
353			神奈川	厚木	2016年12月13日	2016年12月26日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求にかかる生計同一申立書について送付時の確認不足により、他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、送付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
354	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	三重	伊勢	2016年11月1日	2016年11月2日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を送付しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
355			茨城	土浦	2016年11月28日	2017年3月1日		2名	なし	0
356			愛知	豊川	2017年1月11日	2017年1月11日		○担当部署において確認したところ、年金請求書の受付時の確認不足により、お客様の受付控えを他のお客様に誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし
357	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	機構本部	中央年金センター	2016年4月頃	2016年7月6日	○担当部署において確認したところ、確認不足から老齢年金決定後に被保険者資格の報酬等が訂正されたことに伴い必要となる処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	48名	その他	6,909,382
358			鹿児島	鹿児島北	2009年2月12日	2016年5月25日	○担当部署において確認したところ、提出いただいた未支給年金請求書に不備があったため、改めてお届けいただくよう返戻すべきところ、未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	216,016
359			大阪	難波	2008年10月30日	2015年4月3日	○内部点検により、記録判明に伴い年金額仮計算書の提出を案内すべきところ、案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金額仮計算書を提出いただき、機構本部へ進達し再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時の年金額仮計算書の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,413,285

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
360	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	機構本部	中央年金 センター	2014年 9月2日	2016年 7月19日	○担当部署において確認したところ、厚生年金被保険者記録の判明に伴う再裁定後に年金記録の確認不足から未支給年金の決定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,850
361			神奈川県	相模原	2011年 4月14日	2014年 7月4日	○内部点検により、記録判明に伴い再裁定の処理が必要なためお客様にご案内をすべきところ、この処理を行っていなかったため、再裁定の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正に伴う再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	6名	その他	4,623,838
362			兵庫県	須磨	2007年 6月26日	2014年 11月20日	○内部点検により、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	35名	その他	11,827,837
363			三重	四日市	2016年 4月15日	2016年 10月3日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求書について未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰下げ請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	366,437
364			神奈川県	横浜西	2012年 8月7日	2015年 5月12日	○担当部署において確認したところ、年金請求書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	11名	その他	9,322,068
365			受理後の書類管理誤り	佐賀	佐賀	2016年 4月14日	2016年 10月20日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
366		東京都	武蔵野	2016年 1月26日	2016年 2月3日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	